

質問の件名及び質問の要旨 (質問時間)	答弁を求める者
<p>1 障害保健福祉施策の推進について (30分)</p> <p>昨年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる「障害者総合支援法」(以下、「総合支援法」)が成立し、本年4月から一部が施行されました。ただし、「障害支援区分の創設」や重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護の共同生活援助への一元化、地域移行支援の対象拡大等については、26年4月から施行されることとなっています。</p> <p>さらに、障害者施策を段階的に講じるため、「総合支援法」の施行後3年を目途として、一部の支援のあり方について検討されることとなっています。</p> <p>「総合支援法」は、「障害者自立支援法」を改正したものではありませんが、大きな変更点もみられます。国においては、27年度までの行程表も示されておりますが、今後、本市が取り組むべき課題を明らかにしつつ、着実な施策の推進を求める観点から、以下、質問します。</p> <p>(1) 「障害者総合支援法」の施行により、本年4月から変更となった点は。また、来年4月から変更となる点は。</p> <p>(2) 来年4月へ向けて、市として取り組むべき事業は。</p> <p>(3) 市が実施する地域生活支援事業は、どのようになるか。</p> <p>(4) 「鶴ヶ島市障害者支援計画」の次期計画策定について。</p> <p>(5) 本年4月から「知的障害者福祉法」が一部改正され、市町村は、知的障害者に対する支援体制の整備に努めることが求められていますが、本市の取り組みは。</p> <p>(6) 障害保健福祉施策の推進について、市として検討されている重点課題、今後の方針等についてご見解を伺います。</p>	市長